

第一次世界大戦に伴う被害に対する「救恤」、一九二五年

井 竿 富 雄

はじめに

- 一 救恤実行にいたる過程
- 二 救恤法令の制定
- 三 被害の審査と救恤金交付
小括

はじめに

本論文は、第一次世界大戦において日本人が受けた戦争被害に対する「救恤」をめぐる政策形成から執行までの過程を明らかにすることを目的とする。

筆者はこれまで、戦前日本が、戦争遂行にあたって在外邦人が損害を被った場合に「救恤」を行っていた事実を少しずつ明らかにするべく作業を続けてきた¹⁾。海外に居住する在留邦人は、日本の対外戦争に伴い各種の被害を被ってきた。例えば、居住し経済活動を行ってきた土地が敵国となり、そのまま住宅・店舗や財産を放棄して逃げ帰る場合もあった。戦争に巻き込まれて財産や生命を失うこともあった。敵性外国人とされて拘束されることもあった。日本の領土が戦場になることは第二次世界大戦までなかったが、日本国民が日本の外で戦争に巻き込まれることはありえたのである。

この時代において、日本国民が戦争の結果何らかの被害を被ったとしても、法的な救済措置を求める手段はなかった。戦争による被害は国家の不法行為ではないということになっていたからである。だが、日本政府は日露戦争のあと、ロシアから賠償金を取ることもできず、財政的に困難な状態ではあったが、非常に限定した地理的・時間的条件をつけた範囲内での在留邦人被害に対

して、予算上限を決めた上で「救恤」を認めた。その後、この制度はその都度臨時措置のように、時々々の事件のたびに法律が作られ、予算枠の中で「救恤」がなされてきた。「救恤」は補償ではない。あくまで国家による見舞金のようなものである。そのため、被害者には権利性がない。被害者による国家への請求権をあくまで遮断した上で交付されるものであった。とはいえ、このような経済的救済策を実行しなければならぬと考えるようになっていたというのは事実である。

日露戦争被害者への救恤を行った後、日本政府は第一次世界大戦の終結までに、救恤法令を二度制定していた。ロシア革命・シベリア出兵に対する救恤法令（一九二二年）と、シベリア出兵の撤退に伴う在留邦人の引揚に対する救恤法令（一九二三年）である。ただ、第一次世界大戦は、ドイツによる莫大な額の戦争賠償の問題があった。また、ヴェルサイユ条約には個人の戦争賠償請求ができる」と読める条文も存在した。その意味で状況は変わっていた。これから述べるように、戦争賠償金の金額を決めるにあたって、日本政府は国民に被害申告をさせていたのである。そのような事実が、被害者に対してドイツからの戦争賠償金を渡すべきであるという主張になっていった。このような事実と、第一次世界大戦で大きな収益と大きなリスクを負った船成金の存在が、今回扱う一九二五年の救恤法令では重要な意味を持っている。本論文は、この第一次世界大戦での「救恤」政策構想の登場、決定から執行に至る過程を追い、第一次世界大戦に対する日本政府の救恤政策がいかなるものであったかを解明していくこうとする作業である。

一 救恤実行にいたる過程

第一次世界大戦は大規模な戦争であった。大戦終結後、ドイツに対して膨大な金額の賠償が課されることとなった。そのことは既に知られたところである。対独賠償請求を算定する際に、それぞれの国は、自国の戦争被害を調査し、それに基づいてドイツに対する賠償請求をすることとなった。ヴェルサイユ条約は第八編第一款第一附属書において、賠償すべき戦争被害を一〇項目にわたって挙げていた。この条約は、初めて個人の戦争被害に対する賠償請求権を認める条項が存在した。

日本政府は、一九二〇年五月一〇日に「外務省令第三号」を發布した。これは第一次世界大戦によって損害を被った日本国民に対して被害の申告をさせるために制定したものであった。この外務省令で、被害者は一九二〇年七月一日までに居住地の地方長官宛に所定の書式で被害を申告した。地方長官はこれをとりまとめて外務大臣に提出することにしていった。この方式で集められた日本の戦争被害は、総勢二二三件、金額で二億円以上にもなる膨大なものであった。^②これによってつくられた表を見ると、日本が被った第一次世界大戦による損害は、ほとんど船舶関係の損害であった。ドイツに抑留された邦人が死亡した、あるいは青島からの邦人引揚などもあるが、大半は日本の船舶がドイツ軍の攻撃を受けた、あるいはドイツ軍に捕獲されて使われた、ということである。発生した事件だった。この点は、日本がヨーロッパ戦線から遠く、陸上の戦闘による被害がほとんど存在しなかったことが理由としてあげられるだろう。ドイツから支払われる賠償金については、関係諸国の会合により、一九二〇年七月一六日にいわゆる「スパール協定」が締結された。この協定で、フランス五五%、イギリス二二%などの分配比率が定められ、日本はドイツの戦争賠償金から〇・七五%を受け取ることができるようになった。^③

この「外務省令第三号」によって、日本政府は自国民の被害者に被害申告をさせていたという事実ができた。しかし日本政府は、戦争被害者が外務省令第三号による損害申告を提出したことが、ドイツからの賠償金を分配される権利を生じさせるということにはならないという立場を取っていた。一九二〇年七月八日、当時の内田康哉外務大臣は賠償問題に対して以下のような立場を取ることを閣議決定するように請求した。^④当時の原敬内閣は、このとおりに閣議決

定した。

一、対独平和条約第八編ノ規定ニ依リ独逸国ヨリ受クル賠償金品ハ国家ノ取得スル所ニシテ被害個人ハ之ニ対シ該条約ノ規定上何等請求権ヲ有スルモノニアラサルコト
二、該賠償金品ヲ被害個人ニ分配スルト否トハ一ニ国内政策ノ問題ニ属スルモノナルヲ以テ之ヲ分配スヘキヤ否ヤ及分配ストセハ其ノ分配ノ標準程度ヲ如何ニスヘキヤノ問題ハ将来適当ナ時機ニ於テ審議決定スルコト

このように、日本政府はドイツから得られた戦争賠償に対し、これが国民そのものの請求権を発生させることはない、という立場に立っていた。そして、ドイツから得られた賠償金を戦争被害者に対して分配するかどうかは、別に決めることとしたのである。この決定直後の八月二日、日本では「賠償金特別会計法」^⑤が公布された。この法律により、ドイツからの賠償金は「賠償金特別会計」に入れられ、第三条で「法令ノ定ムル所ニ依リ支出スル交付金、事務取扱費其ノ他ノ諸費」に充てられるべきものであることが定められた。賠償金の配分を決めるのは政府であるということになったのである。

ここに、賠償金を自らへの救済資金に充当してほしいと動き出した集団がいた。いわゆる「社外船主」である。^⑥「社外船主」とは、それまでに作られていた大手の海運業者以外に新しく創設された海運業者のことであった。第一次世界大戦で船の需要が高まったことで設立された新興の船会社は、まさに第一次世界大戦によって莫大な利益をあげた。しかし、日本の海運業者は戦時下に連合国側の海運業として航海していたゆえに、当然ドイツ側からは敵であった。そのため彼らは戦争による被害も蒙ることになった。ドイツ軍の攻撃で船を失ったり、乗組員に死傷者が出たりしたのである。これに対して船の所有者・船の乗組員、そして船の船員はは何かの補償を要求し始めていた。外交史料館の史料には、このときの船会社側からの救恤金交付を求める運動の片鱗が残っている。既に一九二一年にはこれらの業界団体から請願が出ていた。^⑦その内容は、賠償金特別会計法に定める「交付金」の手続きを定める法律を要望するというものであった。この請願がうまくいかなかったというところで、社外船主は三ヵ月後の六月に再度請願書を提出し、賠償金の分配を求めている。彼

らはこの請願書で、賠償金の分配の形態は問わない、「独逸ノ発行ニ係ル公債其物ヲ以テ御交付被成下度」とまで切望していた。しかし日本政府は動かず、一九二二年の一月にもう一度陳情書を出していたが、政府側からの反応はなかった。この年の初めに政府は「平和条約ニ基キ本邦ノ受クル賠償金品ヲ被害個人ニ分配スヘキヤ否ヤニ関シテハ政府ハ未タ何等之カ決定ヲ為シ得ヘキ時機ニ達セサルモノト認ム」という方針を決定していたからである。¹⁰⁾

しかし日本政府は無為に時を過ごしていたわけではない。一九二三年六月、内田外相は「戦争ニ因ル普通人民（船舶業者ヲモ含ム）ノ損害救済方ニ関シ貴任国政府ノ措置振」を調べるようにフランス、イギリス、ベルギー、イタリア、アメリカの大使へ命じた。イギリス、アメリカ、ベルギーについては回答が寄せられ、その中でイギリスは王立委員会で調査、救済措置が行われていること、アメリカはドイツと協定を締結して「混合委員会」を設置し、事態の処理に当たっていることが記されていた。各国政府とも、自国民が戦争で被った被害についてはそれなりの処理を始めていたのである。日本においても、救済を求めているのは単に社外船主だけではなかった。外務省令第三号で被害申告を受け付ける前から、膨大な量の救済請求書が届けられていた。¹¹⁾ また、議会においては、第一次世界大戦勃発で青島から引き揚げてきた邦人への救済を求める決議が採択されたりもしていた。日本政府は「賠償金の分配はあとで決める」としていたが、まさにその時期が来たと考えられた。第二次山本権兵衛内閣の伊集院彦吉外相は、一九二三年一月一日に井上準之助大蔵大臣に宛てて以下のように書いた。ドイツの賠償支払いが不安定なため、賠償金の処理については放置されていたのだが、経済的困窮を訴えた被害者からの陳情も来ている。また、青島罹災者救恤の請願も議会で採択された。ドイツの賠償支払いは期待できないものの「今や本件救恤ノ問題ヲ解決スヘキ最モ適当ノ時機ニ到達セルモノト認メラレ候」¹²⁾。賠償金が届いていなくても、被害者からの陳情が増えている今日、何らかの救済措置を取らざるをえないということであった。法案提出のための準備作業が始まった。当初は救恤金総額一〇〇〇万円という大規模なものが考えられていた。ドイツの戦争賠償金は国民に分配するためのものではない、と言いながら政府は救恤を決めた。その理由として、当初案では次のように言われていた。即ち、条約は個人の賠償請求権を認めたものではない。しかし「条約ニ於テ右要償ノ範圍ヲ定ムルニ付普通人民ノ被リタル損

害ヲ標準トナシタル精神ニ鑑ミルトキハ国家ニ於テ独逸国其ノ他ノ旧敵国ヨリ取得シタル賠償金品ヲ以テ被害人民ニ対シ適當ナル救済方法ヲ講スルノ責務アルコトモ亦否定スヘカラサルノミナラス戦争カ国民全体ノ共同責任ニ於テ行ハレサルヘカラサル点ヨリ見ルモ被害者ノミヲシテ其ノ損害ヲ負担セシムルノ不可ナルハ明ナリ」というものであった。個人の損害申告で算定したことに加えて、戦争は国民全体の行為であるとしたことが注目される。一〇〇〇万円という救恤金総額については、これまでになされていた日露戦争、そしてシベリア出兵についての救恤金総額が損害申告額の二〇分の一であったことが根拠とされた。

これに加えて、当初案では関東大震災後の情勢が理由として挙げられていた。このような文章がある。「或ハ今回ノ大震災ニ依リ莫大ノ損害ヲ被リ国家財政ノ頗ル窮迫セル時ニ当リ本件救恤ヲ云為スルカ如キハ矛盾ナリト為スモノアランモ右救恤ハ前述ノ如キ事情アルヲ以テ今回ノ災害トハ別ニ之ヲ考慮スルノ必要アルノミナラス之ニ依リ民間ニ於ケル金融ヲ多少ニテモ豊ニスルノ結果ヲ来スヘク且又戦争ノ被害者中ニハ震災ノ為メ直接若クハ間接ニ再ヒ損害ヲ受ケタルモノ少カラサルヘキヲ以テ今救恤ノ途ヲ講スルハ反ツテ災害復旧ノ一助トモナルヘシト認メラル」。震災復興で金が必要なきに救恤金交付などすべきではないという批判があったことが分かる。

この間になぜか不思議な噂が飛び交っていた。青島から避難した邦人に対して、「外務省ハ陸軍省ノ同意ヲ得山東省在留本邦人ノ救済資金トシテ金一千万円支出ノ予算案ヲ今期議会ニ提出シタリ」という話が飛び出していたのである。外務省側は「対独戦争ノ際敵国ノ軍事行動ニ依リ直接ニ損害ヲ蒙リタルモノ（対独平和条約第八編第一附属書ニ該当スルモノ）並引揚ノ為ニ損害ヲ蒙リタルモノヲ救済スル為約一千万円支出方詮議中ノ事案アルモ確ナル金額実施時機等未タ決定シ居ラス」、さらに言えば、今回の救恤金は第一次世界大戦全般にわたるものになり、山東半島にいた邦人に対する救済額は極めて小さなものになるであろう、そして「本件ハ未ダ外部ニ発表スルニ至ラサルモノ」と返答した。¹³⁾ 話の内容は多少事実と異なっているものの、「総額一〇〇〇万円の救恤」というプラン自体は本当の話であった。情報がどこから漏れたのか、それとも偶然にそのような噂が出てきたのかは不明である。

救恤の構想が法案になっていく過程でいくつかの変化があった。まずは救恤

金総額が半額の五〇〇万円に激減したことである。その理由は「賠償金特別会計ノ来年度ニ於ケル資金ノ状況」であるとされた。ここで、救恤金額の削減、そして全部の救恤金は現金で支払われることになった。これまでの救恤法の場合、救恤金は一定金額以上は公債を渡す形にしていたからである。

そして、救恤金を交付する理由も大きく書き換えられた。一九二四年一二月ごろに作成された文書は、前述の理由書で「独逸国其ノ他ノ旧敵国ヨリ取得シタル賠償金品ヲ以テ」とあった部分を単に「徳義上」と書き換えた。また、救恤金交付政策の理由は全面的に改められ、時間がいたずらに経過することで救恤が実行困難になること、そして「本問題ノ解決ハ目下進行中ノ行政財政整理ノ一要因タル特別会計整理ノ趣旨ニ合致スルモノ」であるとされた。国民の救済という問題よりは、行財政改革の一環として行われる必要性が指摘されていたのである。このことは、救恤法案と同時に「賠償金特別会計法」を廃止する法案が提出されたことで現実のものとなった（しかしこのもくろみは失敗することになる）。

救恤金総額を半減させた理由は著しく長文である。理由は複数挙げられている。まず、一九二〇年の外務省令第三号に伴う申告では「損害額ヲ過大ニ評価セル傾」があったと主張する。申告の大半は船舶損害だったが、これは「喪失船舶ノ価格ニ右船舶ノ運用ニ依リ得ヘカリシ予想利得ヲ加ヘ之ヨリ受領保険金ヲ差引タルモノ」であり、船舶価格設定が高すぎること、予想利得を入れていることが不当であるとされた。この部分を割り引けば、実際の損害額は激減するので五〇〇万円で十分であるとされたのである。

次に、既に日本政府が受け取っている賠償総額は三五〇〇万円にも上っているにもかかわらず救恤金額が少ないという批判を予想して以下のような理由を列挙している。ドイツの戦争賠償は「国庫ノ収入ニ帰スヘキモノニ非サルコト」、賠償として受け取ったものうち、被害者に分配できないもの（鉄道、鉱山、海底電線など）があること、ドイツから受けた賠償のうち日本政府が受け取るべきものが大部分であること、日本の二〇倍以上の賠償金を受け取るイギリスも、国民に対して交付する賠償金額は一〇倍程度であること、であった。

かくして、第一次世界大戦でドイツから受け取った戦争賠償を、戦争によって被害を被った日本国民に「救恤金」として交付するための草案が出来上がった。

た。この救恤法は法案として政策決定の場に持ち出されるまでが著しく長くかつた。当初、救恤を求める人々の声が上がるのは一九一九年頃からであった。この間、内閣は頻繁に交替した。構想が出てきたのは原内閣時代であり、原暗殺後の高橋是清内閣、加藤友三郎内閣、第二次山本権兵衛内閣、清浦奎吾内閣、そして、法案が議会に出されるのは加藤高明内閣の時代になるのである。次はこの救恤法令の審議・決定の過程を追ってみたい。

二 救恤法令の制定

前節では、第一次世界大戦被害者に対する経済的救済の問題が曲折を経て救恤法案に至るまでの部分を明らかにした。本節では、救恤法案の制定に関する議会での討論などを通じて、救恤法案をめぐる政治的な力学を解明したいと考えている。しかも法案審議の際には圧力団体による露骨な事件まで発生するに至った。

一九二五年二月、「同盟及聯合國ト独逸国及其同盟国トノ戦争ニ因リ損害ヲ被リタル帝国臣民ノ救恤ニ関スル法律」の草案が帝国議会に出された。法案の趣旨を説明した中村魏政府委員（外務政務次官）は、以下のように説明した。すなわち、日本政府は戦争に伴う民間人の損害で、法的に賠償責任を負っているわけではない。しかし「戦争ガ国民全体ノ共同責任ニ於テ行ハルル点ヨリ見マシテ、単リ被害者ノミヲシテ其責任ノ全部ヲ負担セシムルコトガ、正当デナイト云フコトモ亦明デアルト存ジマス」。そのためこの法案を提出するのである。この法案は、「賠償金特別会計法」を廃止する法案とともに出され、「清国及朝鮮国在留帝国臣民取縮法廃止法案」という法案と同じ委員会に提出された。

ところが、衆議院の委員会ではそう簡単に問題は進んでいかなかった。橋本喜造議員が、法律で定められた救恤金総額の算定根拠について執拗に疑問を呈し続け、さらにこの救恤金は個人への賠償であるべきだと主張して譲らず、政府委員として出席していた外務省の山川端夫条約局長や、大蔵省の早速整爾大蔵政務次官と激しい論争を展開することになった。まず橋本議員は、救恤金総額五〇〇万円の根拠について質問した。これに早速整爾大蔵政務次官が、財政状況や過去の実例、外国での状況を例にしたといった。しかし橋本議員は「金

ハ取ツタケレドモ是ハ国民ニ与フベキモノデナイ、政府ガ取ルベキモノガアル、大蔵省ノ財政状態ガ非常ニ苦シイカラトカ何トカ云フヤウナ子供騙シノ話デハ、承知ガ出来ナイト思ヒマス」と最初から強硬な態度で質問を始めた。山川政府委員は、「各国ガ独逸カラ軍費ノ代リニ個人ノ損害ト云フ名義デ金ヲ国家ガ取ルコトニナツタノデアリマス」、そして外務省令第三号についても、「其時ニ誤解ガ無イヤウニ思ヒマシテ、是ハ個人ノ損害ヲ聞クノデアルケレドモ、個人ノ為ニ金ヲ取ツテヤルノデハナイト云フ意味ヲ、出来ルダケ手段ヲ尽シテ総テノ人ニ徹底スルヤウニ致シタ」と答えていた。また、早速政府委員ガ、救恤金額は毎回の救恤法のために損害申告額と救恤金額の比率が異なることを説明した。ところが橋本議員は「迎モ斯ウ云フ事デハ国民ハ承知シマイト思ヒマス」と説明を承服しなかつた。国民の被害申告をもとにして賠償委員会に要求した、その結果取れた賠償金を「僅ニ五百万円個人ニ渡シテ、ソレカラ先ハ政府デヌクメヤウト云フコトハ、余リ蟲ガ好スギヤシナイカ」とまで言ったのである。他の議員からも、やはり救恤金総額は少なすぎるといふ批判が上がつていた。

山川政府委員はこれに対して、「是ハ国ガ個人ニ代ツテ賠償ヲ取ツテヤルト云フ趣意デヤッタノデハナイノデアリマス」と建前を述べた。そして戦費を負担させることができなかつた代わりに「矢張独逸カラ出セルダケ取ラウヂヤナイカト云フコトデ、個人ノ損害ト云フ目的ヲ以テ国ガ取ツテヤッタ」と答えた。それに加えて柏田忠一議員からも民間人に対する補償が少ないことや、中国政策へ多額の費用を投じつつ救恤に後ろ向きな政府の姿勢を批判した。「支那ノ教育、東洋ノ文化ノ為ニハ二千万円出ス、直接損害ヲ被ツタ是等憐ムベキ非戦闘員ニ対シテハ僅ニ二五百万円」といふ一言にそのいらだちは現れている。橋本議員はそこに加えて、ドーズ案受け入れの暁には「今後取ルベキモノ「ドーズ」案ニ依ツテ取ルベキモノハ個人ニ渡スト云フ御言明ヲ得タイト思ヒマス」と述べて、政府側の何らかの譲歩を引き出そうとした。しかし早速政府委員は「今橋本君ハ政府ニ対シテ更ニ考ヘロト云フ御話デアリマシタガ、私ノ方デハ橋本君ニ御考ヲ願ヒタイト思フノデアリマス、是ハ決シテ無理ニ抑ヘ付ケルト云フ考ハ毛頭持タヌノデアリマシテ、政府ガ此案ヲ出スニ付テモ、余程苦心ヲシテ出シタト云フコトヲ御了承願ヒタイ」と返している。さらに橋本議員は重ねて、この賠償請求は何を基礎として出したのか、と問いかけ、個人申

告が基礎となつていのではないのか、「政府ハサウセズニ被害者ニ対シテ其事ハ前以テ通知ガアルトカ、或ハ官報ニモ掲載シテアルカラ、サウ云フコトハイケナイト云フヤウナ仰セデアリマスガ、是ハ余リ過ギタ事ノヤウデアリマスガ、外務省ガ勝手ニ御定メニナツテモ差支ナイモノデアルカドウカ」と突きつけた。ただ、橋本議員の発言には何か背景があつたようである。この審議の過程で「私共ハ与党トシテ無理ニ否決スル訳ニモ行カズ、撤回ヲ要求スルコトモ出来ヌノデ、非常ニ苦シイ立場ニ居リマスノデ、何レニシテモ政府ノ案ト云フモノハ無理デアリ、之ニ対スル政府ノ御説明ガ不深切極ツテ居ルヤウニ思フノデアリマス」といふ発言をしている。加藤高明内閣の中でも、救恤法令に対して意見の相違があつた可能性を示唆している。山川政府委員の反論にもなお説明を求めたため、早速政府委員は「唯々意見ガ違フト云ヘバ仕方ガアリマセヌガ、只今ノモ全ク橋本君ノ御意見デアツテ、結論ハ斯ウ云フ不十分ナ案デアリカヌカラヤリ直シテ来イト云フコトデアリマス、是ハ御断リヤスルノデアツテ、政府トシテ責任ヲ持ツテ提案シタ以上ハ、之ヲ引込メテ更ニ案ヲ変ヘテ出ス考ハ無論アリマセヌ」と感情的な答弁をした。しかし橋本議員は全く動じずに「一人デ数万乃至数十万ト云ヤウナ大ナル損害ヲ受ケテ居リ、而モ子供モ多ク家族ガ七八人モアルト云ウヤウナ者ハ、一人当リ千円カ千五百円ト云フ位ノモノニナリマスガ、此位ノ金デドウシテ生活シテ行ケマスカ、社会政策ヲ大ニ行ハナケレバナラヌト云フ今日ノ時代ニ於テ、此様ナモノデ旨ク行クト思ヒマスカ」と言い返している。

このような混線はあつたものの、衆議院の委員会では、三月二〇日に「政府ハ「ドーズ」案実施後相当期間ノ経過ニ鑑ミ独逸国ヨリ取得シタル賠償金ノ処理ニ関シ被害者ニ対スル追加支出ニ付キ相当考慮ヲナスヲ当然ト認ム」といふ付帯決議が付けられた。さらにここで永井柳太郎政府委員が「政府ト致シマシテハ同盟及聯合國ト独逸国トノ平和条約第八編第一款第一附属書ニ掲ゲラレテ居リマス、損害ヲ被リタル帝国臣民ニ対スル救恤ニ付キマシテハ、今回ノ法律案ニ定メラレタモノノ外今後数年間「ドーズ」計画施行ノ実績ヲ見マシタ上、更ニ考慮ヲ加ヘルコトト致シタイト思ヒマス」といふ発言を付け加えた上でようやく法案は可決したのである。橋本議員の要求は達せられた結果となつた。

法案が貴族院に回つてきたとき、一つの事件が起こつた。第一節で述べた社外船主のひとりである山本唯三郎がどこかで入手した高等官の徽章を付け、貴

族院の委員会室に入り込んで委員に法案への賛否を聞いて回っていたことが発覚したのである。⁽²⁰⁾ 船主側の大胆不敵な行動は非難を浴びた。⁽²¹⁾ 『東京朝日新聞』の経済欄のコラムは「戦時中しこたまもうけて置いた上に猶一厘でも余計に国民のこう血を絞り取らうとするなんて余り度胸がよ過ぎはしませんかね」と厳しい非難の目を向けた。⁽²²⁾

その貴族院の委員会では、三月二十六日の審議で阪谷芳郎議員の発言が目を引きいた。阪谷議員は、ドイツから賠償金を取ることも、救恤金を出すことにも反対していた。阪谷議員は「元来独逸カラ償金ヲ取ルト云フコトハ本員ハ反対ナデス、既ニ戦争ノ賠償金ハ取ラヌトナツタ以上ハ、コンナモノノ個人ノ損害トカ何トカ云フコトニ、私ハ取ルト云フノハ、ヲカシイト思ヒマスケレドモ、併シ是ハ聯合國ニ加入シテ居ル一員トシテ、日本ガ独リ異論ヲ唱ヘルト云フコトハ、是ハ今日憚ラナケレバナラヌコトデアル、而シテ現在世界ノ将来ヲ考ヘテ見レバ、此独逸ノ償金ト云フモノヲ取ルト云フ、或ハ取ラヌト云フガ為ニ、経済上ノ安定ト云フモノハ少ナイ、併シナガラ是モ亦日本ガ独リ異論ヲ唱ヘル訳ニハ行カヌカラ、英吉利ナリ、亜米利加ナリ、仏蘭西ナリノ意見ガ一致スル迄ハ、日本ハ待タナケレバナリマセヌ」と、連合国の一員だからストレートに反対をしなくてもよいが、賠償を取らないほうがいいと述べていた。そのうえ「日本ノ保護ヲ受ケラレヌト云フコトヲ覚悟テ船舶業者ハ皆船ヲ出シタ、ソレ故ニ私等ハ是等ノ船舶業者ニ対シテハ十分賛意ヲ表スル、誠ニ大胆ニ日本ノ国旗ヲ扱メテ貫ツテ、之ニ付テハ国民ハ感謝シナケレバナラヌ、感謝シナケレバナラヌケレドモ、ソレガ為ニ賑恤金ヲ贈ラナケレバナラヌト云フ道理ハ生ゼヌデアラウト思ヒマス」と、船舶被害などは自己責任だとあからさまに述べていたのである。だが結局、衆議院同様「政府ハ「ドーズ」計画ノ実施後独逸国ヨリ取得スル賠償金中ヨリ被害者ニ対シ追加支出ヲナスコトニ付相当ノ考慮ヲ為スラ当然ト認ム」という付帯決議が法案に付けられた。さらに政府委員からは「今回定メタルモノノ外今後両三年間「ドーズ」案計画施行ノ実績ヲ見マシタ上デ更ニ考慮ヲ致シマスコトヲ茲ニ声明イタシテ置キマス」という発言が付けられた。かくして法案は可決したのである。しかし船舶業者が委員会室への侵入までして圧力行動をしたことには見返りがあった。実は船舶業者は救恤法案と同時に政府が出していた賠償金特別会計法廃止には反対していた。そして貴族院の委員会では、審議未了で賠償金特別会計廃止法案は廃案になってしまっ

たのである。⁽²³⁾

このようにして、第一次世界大戦による邦人被害に対して救恤金を交付する法案は成立した。この過程では、政権を支える側の意見対立や、救恤金を当て込んだ船舶業界の運動などが見えていた。このようにして決定された救恤法令がどのように執行されていったのか、次の節ではそのことを明らかにしていきたい。

三 被害の審査と救恤金交付

一九二五年三月三十一日、「同盟及聯合國ト独逸国及其ノ同盟国トノ戦争ニ因リ損害ヲ被リタル帝国臣民ノ救恤ニ関スル法律」は「法律第三九号」として公布された。この法律に伴う救恤審査機関などの詳細を定めた勅令一三五号が、四月一日に發布された。⁽²⁴⁾ 法律の条文により、救恤金交付を受けようとする者は、この年の七月三十一日までに所定の手続きに基き申請をしなければならぬことになった。手続きに関しては新聞などにも掲載され、注意喚起がなされた。⁽²⁵⁾

これに伴い、個別の救恤金申請者の被害額査定と交付すべき救恤金額を決定する機関「救恤審査会」が動き始めた。委員は大蔵省・外務省・陸軍省・海軍省・商工省・通信省の官僚が任命された。まず救恤審査会が始めたことは、一九二〇年の外務省令第三号に基いて出された被害申告の一覧を整理し、被害別や地域別にまとめた台帳・カードなどを作成することであった。⁽²⁶⁾ 今回の救恤の場合、被害の範囲が相当広範囲にわたっていた。船舶損害、船舶に乗っていた人の生命身体損害、それ以外の生命身体損害（監禁や抑留、強制労働）、開戦に伴う引揚、財産損害（船舶の積み荷の損害とそれ以外の財産損害）と、多種多様な被害が認定されたのである。

法律に基く申請締め切りの直前に当たる一九二五年七月二十八日、第一回の救恤審査会が開催された。開会にあたり挨拶した出淵勝次外務次官（救恤審査会の会長）は「今回ノ対独戦争ニ因ル被害者ニ対スル救恤審査ハ被害ノ範囲ガ極メテ広汎ニ亘ツテ居リ從テ被害件数及金額ノ多イ点カラ申シマシテモ其ノ実行カ容易テナイト云フコトハ明カテアリマシテ到底前回ノシベリヤ事件尼港事件若クハ特種権利審査ノ場合ニ於ケル困難ノ比テハアリマセン曩ニ大正九年外務

省令第三号ニ基イテ申告セラレタ帝国臣民ノ被害件数ハ二千二百二十三件テアリマシテ其ノ損害申告総額ハ実ニ約二億一千万円ニ達シテ居リマスガ今回ノ申告モ略之ト大差ナキモノト想像セラレマス、而シテ是等被害者カラ申告セラルル損害事項ノ審査ヲ初メ損害額ノ査定及救恤金ノ配分等ニハ尠カラサル困難ノ伴フコトハ明カテアリマス」と述べて、この救恤審査の事務が相当なものであることを明言した。出次官はそれでも「他方現下ノ一般財界ノ情況ニ鑑ミレバ被害者ニ対シテ一日モ早ク救恤金ヲ交付スルコトハ最モ必要ナコトト信セラレマス」と述べ、経済状況からすれば救恤金交付は急がなければならないと述べた。この第一回審議ではまず、作業委員会である「主査会」を設置し、

具体的な被害額の査定や素案作りは主査会に一任することなどが決められた。また、やむなき事情については提出を一ヶ月程度待つことや、救恤金申請が却下された場合「何時迄モ放置シテ希望ヲ抱カシムルハ氣ノ毒ニ付」、理由を附して却下を通知することなどが決められた。この席でもまた、山川端夫審査員（外務省）や広幡忠隆幹事（逓信省）から、船舶業者による働きかけについて報告がなされている。

確かにこの第一次世界大戦被害への救恤についてはかなり混戦模様であった。一〇月六日の第一回主査会では、既に代理人による不正な申告が見つかり、一部は告発することまで決められている。一九二五年一〇月から十一月にかけて主査会が頻繁に開催され、詳細な救恤の基準などが決められている。具体的には、船舶損害については、戦禍を逃れようとして破損・座礁、あるいは行方不明になったものという定義が付けられた。また、戦後に日独間で行われた損害賠償の裁判である「日独混合裁判」で和解した損害については救恤の対象としないこと、予想利益は損害として認めないことなど、重要な基準が決められていった。引揚についても、引揚先は「引揚地ハ当時ノ事情ニ依リ適当ト認メラルル場所タルヲ要ス」（第二回主査会）とされ、その上で戦争直前の引揚についても、「戦争直前」とは、「大正三年八月二十四日より二週間前迄」であることも決められた（第三回主査会）。また、外国船に乗っていた船員の場合、給与が国内の企業に比べて高額なので、日本郵船会社の船員並の取り扱いにすることも決められた。既に救恤金をあてにした動きも表面化していた。救恤金申請者が負っている債務について、救恤金が一〇万円出ることなどを当て込んだ上で、その中から一五〇〇〇円分の差し押さえをするという民事裁判の判

決が出ていたのである（第四回主査会）。死亡した被害者と申請者との関係では、死亡者の配偶者、直系尊属・卑属、そしてこの人々を扶養する「遺族」でなければ救恤金申請はできないことになっていた。また、死亡者に対する救恤も、「成ルヘク死亡ニ付テハ損害ノ補償タルヨリ寧ロ慰藉タルノ意味ヲ鮮明スルコト」と取りきめられた。また、保険会社が保険金を支払ったことを損害として請求していたが、これについては政府から別に補償を受ける制度があることを理由に認めないことになった（第三回審査会）。

ただ、この死亡者に対する救恤金額については、一二月七日に開催された第四回の救恤審査会で問題となった。主査会は死亡者一人当たり四〇〇〇円という救恤金額を提出してきたが、これに対して大蔵省主計局長の河田烈審査員から異議が唱えられた。河田審査員は次のように述べた。これ以前の尼港事件の救恤に対しては、死亡者一人当たり一〇〇〇円の救恤金を交付した。それに比べて四〇〇〇円の救恤金額は多すぎる。そして「此ノ如キ救恤金ヲ交付スル時ハ更ニ尼港遭難者ニ対スル再救恤ノ問題ヲモ生スヘキノミナラス人命ノ損害救恤ニ差等ヲ設クルハ面白カラス」。この意見を入れたうえで、物的損害などを加味して死亡者への救恤金は二〇〇〇円というところに落ち着いていた。

社外船主は救恤審査会の審議中も激しく運動していた。一〇月二十九日の第四回主査会の席で、外交官の大野守衛審査員が報告している。これによると、社外船主が陳情書を持参した。しかし「其ノ内容ハ審査事務ニ関スル批評ガマシキ点アリタルニ付之ヲ却下」したとある。それでも社外船主はあきらめなかった。第五回の主査会議事録には、船舶損害に対して、社外船主側が「其ノ申請通ノ査定標準」で審査してほしいと何度も申し入れを行っていたことが記されている。審査会側は「被害当時ニ於ケル本邦市価ニ依ルノ準則ヲ變更セサルコト」としたのだが、それでも「成ルヘク船主側ノ申告評価額ニ接近セシムル為出来得ル限り斟酌ヲ加ヘ船体ノ評価ヲ為ス」ことにしたと記述されている。船主側が主張した「申請通ノ査定標準」は、第五回主査会議事録に記されている以下のようなものであると考えられる。それは

- 一、休戦当時の価格によること
 - 二、予想利益に対する損害を考慮すること
 - 三、保険金・補償金を考慮すること
- であった。社外船主の要求と救済方針のギャップを埋めようとして、主査会は

かなりの政治的さじ加減をした。主査会では、大蔵省理財局長・富田勇太郎審査員が大戦時期各年における日本での船舶価格の平均値で救済するという案を出したが、「船舶ノ最モ高騰セシ時期ニ船舶ヲ喪失シタル多数船主ノ不承認ヲ予想シ」主査会はその提案を受け入れなかった。結局のところ、社外船主の要求はかなり通っている。一月一日に開催された第九回の主査会で、死亡・抑留・監禁等の被害に対する救恤金が減額されることが決まった。減額で浮いた資金は「之ヲ船舶ノ損害ニ対スル救恤金中ニ加ヘタルカ尚其他ノ損害ニ対スル救恤金ニモ修正ヲ加フル処アリタリ」と記されていた。個人の生命・身体損害に対する救恤金を削減して船主を救済したのである。それでも船舶損害については、被害査定額の六%しか救恤金を渡さないことにしていた³¹⁾。また、財産損害については、一定金額までは査定額全額を渡し、それ以上の金額については一定割合のみを渡すことになっていた。できるだけ少額被害者には多めに救恤金を渡すことは念頭に置かれていたのである。

これが筆者のいる山口県の場合どのようなことになっていたかを示すのが別表である。山口県の場合は船舶所有者はおらず、青島で敵性外国人になったために被害を被った一件を除き船舶損害に巻き込まれた例である。不思議なことに、被害申告額より救恤金額が高い例が若干ある。これはなぜなのか明確ではない。救恤されなかった船舶乗組員の事例があるが、これは乗船・勤務していった船舶が戦争行為の結果沈没したものではない、すなわち救恤対象にはならないと判断されたためである。

かくして、第一次世界大戦による在外邦人の損害は、被害額が査定され、救恤を認められたものに対しては救恤金を交付した。この法律による被害者の救恤は一旦終了したことになったのである。

小括

第一次世界大戦は日本にとってさほど大きな戦争ではなかった。しかし在外邦人の戦争被害に対する経済的救済措置としては大変大きなものとなった。初めて在外邦人の戦争被害を行った日露戦争における救恤金交付の際は厳しく被害の内容や地理的な制約がかけられた。なによりまず、日露戦争の時、日本政府は船舶損害に対する救恤を拒否した³²⁾。しかしこの第一次世界大戦における民

間人の救恤に対しては、ついに船舶損害に対してもそれを認めたのである。法律の制定理由として「戦争被害は国民全体で負わなければならない」と政府側が述べたことはそれなりに重要である。当初日本政府は、国民から戦争被害申告をさせながら、受け取った賠償金は国民のものではなく政府が配分権を持つと主張していた。しかし結局、申告させた国民に対して「救恤金」という権利性を否認した形ではあれ、戦争賠償金を払わなければならないのであった³³⁾。船舶損害などは自己責任であるとする貴族院議員阪谷芳郎のような発言は、戦争受忍論が基調となる第二次世界大戦後にこそ力をもつことになったと言えるのではないかとさえ思える³⁴⁾。

ただ、船舶損害が救恤対象になったのは、急速に業績を伸ばした業界団体の力によるものが多かったのではないかと考えられる。法律制定後に実行された救恤審査会でのやり取りを見ても、業界団体の度重なる要求が行われている。予想利益のように拒絶されたものもあった。しかし死亡者に対する救恤金がシベリア出兵のときよりも高すぎることを理由として削られたとき、その先行はやはり船舶損害であった。「成金」に対する反感があることを加味しても、新聞に掲載された船舶損害救恤に対する批判は正当性がある程度存在したと言えらるだろう。

このように行われた第一次世界大戦戦争被害者に対する「救恤」だったが、結局これでは終わらなかつた。もっぱら船舶損害の救済のために行われたと考えられる条文³⁵⁾を持つ、この戦争被害に対する「追加救恤」に関する法律が一九二九年に制定されることになったのである。この法律などについては、また稿を改めて論じなければならない。

第一次世界大戦に伴う被害に対する「救恤」、一九二五年

表1 第一次世界大戦救恤法・山口県申請者一覧

番号	申請者出身	被害者	申請額	救恤額	被害内容
1	(下松)	同人	750 円	318 円	地中海でドイツ軍潜航艇に攻撃され私物を喪失
2	(灘村)	父	52,500 円	3,689 円	航行中行方不明
3	(末武南村)	養父	400 円	233 円	航行中ドイツ軍潜水艦に攻撃される。一年後死亡
4	(下関)	兄	6,565 円	1,423 円	アイルランド沖でドイツ軍潜水艦に撃沈
5	(長府)	長男	153.8 円	144 円	地中海でドイツ軍潜航艇に攻撃される
6	(美祢)	同人	847 円	235 円	ドイツ軍潜航艇に撃沈される。一度誤った書類を提出し期限に遅れるが特に救恤されている
7	(玖珂郡日積村)	二男	400 円	226 円	ドイツ軍に撃沈。本人は生存するも父が申請
8	(下関)	同人	903.85 円	449 円	ドイツ軍に攻撃され私物を喪失
9	(熊毛郡大野村)	三男	2,937.6 円	2,896 円	ドイツ軍潜航艇攻撃で死亡
10	(熊毛郡佐賀村)	弟	1,500 円	849 円	ドイツ軍潜航艇攻撃。本人は後に死亡
11	(玖珂郡和木村)	弟	26,875 円	3,499 円	ドイツ軍攻撃により死亡
12	(玖珂郡川下村)	同人	13,800 円	751 円	インド洋航行中触雷。
13	(玖珂郡米川村)	同人	241.20 円	241 円	ドイツ軍潜航艇により撃沈。本人は助かる
14	(豊浦郡檜崎村)	兄	25,200 円	3,304 円	乗船中ドイツ軍に攻撃され行方不明
15	(長府)	父	14,400 円	3,957 円	ドイツ軍に攻撃され死亡
16	(柳井)	同人	70 円	不承認・却下	船にドイツの探偵が乗り込んでいて座礁沈没した、とある。却下
17	(大津郡向津具)	三男	3,130 円	不承認・却下	乗っていた船が座礁。移動中に死亡。
18	(都濃郡末武北村)	同人	405 円	270 円	ドイツ軍潜航艇により船が撃沈
19	(下松)	親子関係	385 円	200 円	ドイツ軍攻撃により船撃沈。本人生存だが父が代理。
20	(玖珂郡通津村)	四男	200 円	不承認・却下	船が座礁・沈没
21	(熊毛郡周陽村?)	義弟	136.85 円	297 円	ドイツ軍に攻撃され船沈没、私物を喪失
22	(熊毛郡賀見畑村)	同人	535.15 円	287 円	ドイツ軍潜航艇に撃沈
23	(阿武郡宇多郷村)	二男	660 円	389 円	ドイツ軍潜航艇に撃沈
24	(豊浦郡宇賀村)	三男	500 円	2,674 円	ドイツ軍潜航艇に攻撃され行方不明
25	(下関)	同人	923.35 円	445 円	ドイツ軍潜航艇に攻撃され沈没
26	(玖珂郡川下村)	息子	9,600 円	2,142 円	船が触雷、死亡
27	(徳山)	同人	1,930 円	1,172 円	ドイツ軍潜航艇による攻撃
28	(下関)	同人	270 円	270 円	ドイツ軍潜航艇による攻撃
29	(岩国)	夫	10,000 円	2,633 円	青島で経営していたレストランを失う
30	(美祢)	同人	726 円	不承認・却下	乗っていた船が沈没。
31	(熊毛郡光井村)	次男	12,600 円	2,449 円	ドイツ軍潜航艇攻撃で死亡
32	(熊毛郡大野村)	四男	10,591.50 円	2,088 円	ドイツ軍潜航艇攻撃で死亡
33	(熊毛郡大野村)	同人	305 円	190 円	ドイツ軍潜航艇攻撃で沈没
34	(豊浦郡殿居村)	同人	510 円	不承認・却下	乗っていた船が座礁沈没
35	(下関)	同人	2,600 円	1,238 円	ドイツ軍に攻撃され、身は助かるも所持品などを喪失
36	(玖珂郡伊陸村)	同人	730 円	480 円	ドイツ軍に攻撃され沈没
37	(玖珂郡川下村)	同人	6,840 円	1,366 円	ドイツ軍に船舶捕獲沈没、負傷
38	(下関)	同人	2,420.20 円	448 円	ドイツ軍の攻撃で船沈没。身は助かる
39	(大島郡森野村)	同人	411.8 円	257 円	ドイツ軍潜航艇に撃沈
40	(豊浦郡小月村)	同人	1,485.65 円	410 円	ドイツ軍潜航艇に撃沈
41	(柳井)	同人	76.99 円、英国貨幣 11 ポンド 9 シリング	159 円	ドイツ軍潜航艇に撃沈
42	(下関) 申請者死亡につき家督相続人が新しく申請	旧申請者の次男	18,000 円	2,672 円	ドイツ軍潜航艇に撃沈・溺死
43	(熊毛郡室積町)	次男	668 円 (?)	不承認・却下	船の座礁による沈没
44	(大島郡蒲野村)	同人	1,908.30 円	1,163 円	ドイツ軍による撃沈。決定表には「但シ県庁経由セス」と書き込んである

出典・『日独欧州戦争関係救恤一件 地方別救恤金額決定表』(5.2.17 30-14)・『日独欧州戦争関係救恤一件 申請書』(5.2.17 30-10)、救恤しない人については 5.2.17 30-21「審査会報告書」に「申請却下、廃棄及不受理一覧表」がある。

注

- (1) この問題についての拙稿は、「ロシア革命、シベリア出兵被害者への「救恤」、一九二二年」『山口県立大学国際文化学部紀要』一三号、二〇〇七年、「シベリア引揚者への「救恤」、一九二三年」『山口県立大学国際文化学部紀要』、一四号、二〇〇八年（『山口県立大学学術情報』創刊号に収録）、「日露開戦に伴う引揚者に対する「救恤」、一九〇九年」『松尾雅嗣教授退職記念論文集 平和学を拓く』（PSHU研究報告四二号）、広島大学平和科学研究所センター編集・刊行、二〇〇九年、「「救恤」政策から見るシベリア出兵史」『ロシア史研究』八四号、二〇〇九年、「尼港事件・オホーツク事件損害に対する再救恤、一九二六年」『山口県立大学国際文化学部紀要』一六号、二〇一〇年（『山口県立大学学術情報』三号に収録）。
- (2) このあたりについては、『日独欧州戦争関係救恤一件 法律制定ニ関スル経過及法令関係』（5.217.30.28）。
- (3) 外務省編集・刊行『対独賠償問題ニ関スル公文書』一九二六年。
- (4) 『日本外交文書』大正九年第三冊下巻九三二頁。これについては、外務省ウェブサイトにて閲覧できた。
- (5) 「賠償金特別会計法」の条文は、アジア歴史資料センターA03021230200。
- (6) 「社外船主」については、中川敬一郎『両大戦間の日本海運業』日本経済新聞社、一九八〇年を参考にした。
- (7) この嘆願書は「社外船主関係書信一括」（5.217.30.10.3）所収。
- (8) 第二回嘆願書、前掲（5.217.30.10.3）。
- (9) 「陳情書」、前掲（5.217.30.10.3）。
- (10) 前掲（5.217.30.28）にある「参考 賠償金分配問題ニ関スル省令及閣議決定」という一連の文書。
- (11) 「戦争ニ因ル被害者救済ニ関スル件」前掲（5.217.30.28）。
- (12) それが『日独欧州戦争ニ依ル損害要償一件 省令発布前』（5.217.24.1 全三冊）である。
- (13) 「同盟及聯合國ト独逸国及其同盟国トノ戦争ニ因リ損害ヲ被リタル帝国臣民ノ救恤ニ関スル件」伊集院彦吉外相から井上準之助蔵相宛。一九二三年一月一日。前掲（5.217.30.28）。
- (14) 「同盟及聯合國ト独逸国及同盟国トノ戦争ニ因リ損害ヲ被リタル帝国臣民ノ救恤ニ関スル件」前掲（5.217.30.28）。成立した日時は不明。
- (15) 一九二四年一月九日に森青島領事から松井慶四郎外相に出されたもの。返答は同二二日に出了た「山東在留邦人救済資金ニ関スル件」と題するもの。いずれも前掲（5.217.30.28）。
- (16) 「同盟及聯合國ト独逸国及其同盟国トノ戦争ニ因リ損害ヲ蒙リタル帝国臣民ノ救恤ニ関スル件」一九二四年一月二四日。浜口雄幸蔵相から幣原喜重郎外相宛。前掲（5.217.30.28）。
- (17) 「同盟及聯合國ト独逸国及同盟国トノ戦争ニ因リ損害ヲ被リタル帝国臣民ノ救恤ニ関スル件」前掲（5.217.30.28）。この直前に、二つの文書が綴じ込まれていた。一つは外務省条約局長に向けて、大蔵省国庫課長から、外務省の動きを知らせてほしい、というメッセージを記したものである。もう一つは一九二四年二月二七日の日付である。外務省用箋に、内閣書記官に対して、大蔵省・外務省で事前に打ち合わせ済みの閣議請求案・法案・勅令案が口頭の説明とともに渡されていたと書かれている。その「打ち合わせ済みの案」はこの文書ではないかと考えられる。
- (18) 『帝國議會衆議院議事速記録』四五巻、東京大学出版会、一九八二年。
- (19) この委員会でのやり取りは『帝國議會衆議院委員會議録』四三巻、臨川書店、一九八七年に掲載されているものを参照した。
- (20) 「山本虎大尺欲の皮の失敗 高等官となり済して秘密の貴院委員会へ泳ぎまはる醜い政商連」『東京朝日新聞』一九二五年三月二八日。これは前掲外務省記録（5.217.30.28）にも綴じ込まれていた。
- (21) 「救恤法案が通過しても船主の希望通りにはならぬ」『読売新聞』一九二五年三月二九日、前掲外務省記録（5.217.30.28）には『国民新聞』の記事切り抜きも綴じ込まれている。
- (22) 「緩急栓」『東京朝日新聞』一九二五年三月二九日。
- (23) この審議は『帝國議會貴族院委員會議事速記録』二五巻、臨川書店、一九八七年。他に、日露戦争の救恤法に際して救恤金査定委員に任じられた経験を持つ議員が、救恤金の被害申告に誇大な申告が多いことなどを述べている。
- (24) これらの法律・勅令については、アジア歴史資料センターで原本を参照

することができる。

- (25) 「対独戦被害者 救恤勅令公布」『東京朝日新聞』一九二六年四月一日。
- (26) 救恤審査会議事録(5217.30.22)。
- (27) 前掲救恤審査会議事録。
- (28) これは、弁護士が無断で被害者の代理人を名乗り救恤申請をしていたという事件であった。本人から依頼を受けた別の事件で取った委任状を悪用したのである。本人が別に申請書を出して、二重申請になって発覚したものである。救恤審査会は、窓口になった官庁を通じて調査を行い、自らも本人を呼び出すなどして調査を行った。そして、申請者本人の申請のみを受理し、代理人のものを廃棄した。救恤審査会報告書(5217.30.21)。
- (29) 主査会議事録は(5217.30.24)。
- (30) 前掲救恤審査会議事録。この河田審査員の懸念は的中した。尼港事件被害者たちは、第一次世界大戦損害の死亡者救恤金が自らの受けた救恤金額の倍になっていることを知り、再救恤運動を起こした。この結果、尼港事件被害者は「二度目の救恤」という異例の措置を受けることになった。これについては前掲拙稿「尼港事件・オホーツク事件損害に対する再救恤、一九二六年」を参照。
- (31) 前掲救恤審査会報告書。報告書では、船舶損害の要求に対して救恤審査会が苦慮した様子が書かれている。海外では船舶損害に対してさほど救済策は取られていないこと、要求項目に予想利得が入っていること、保険金が入っていることなどを理由に挙げている。
- (32) これについては、前掲拙稿「日露開戦に伴う引揚者に対する「救恤」、一九〇九年」を参照。この拙稿で言及した「ロシア政府による日露戦争被害者救済策」について、最近原暉之「日露戦争後ロシア領サハリンの再定義」原暉之編著『日露戦争とサハリン島』北海道大学出版会、二〇一一年所収が発表された。
- (33) ただし、「帝国臣民」しか救済対象にならなかったため、日本国籍を持たない遺族が行った救恤申請は拒否されている。
- (34) 戦後の在外資産放棄損害などについて、波多野澄雄『国家と歴史』中公

新書、二〇一一年が言及している。

- (35) この「追加救恤」法の第一条に定める救恤対象は、一九二五年の法律で救恤金を受けた船舶損害の被害者、そして一九二五年の法律で申請しなかったため救恤金を受けていない個人、と決められている。あからさまに船舶損害だけを優遇している。

(追記) 本論文は、平成二三年度山口県立大学創作研究助成による研究成果の一部である。

Compensation for Victims of World War I by the Japanese Government, 1925

Izao Tomio

The purpose of this article is to analyze Japanese compensation for victims of the First World War. Japan received 0.75% indemnity for World War I from Germany.

The Japanese people, especially shipping companies whose ships were damaged in the war made claims for compensation. The Japanese government made a decision to pay compensation for the victims from the indemnity from Germany. Most of the money went to shipping companies. This article analyzes the process of policy making involved in carrying out the compensation.